

今号のテーマ:「住宅を増改築した場合の税額控除(所得税)」
～借入しなくても控除できる～

30万円超の省エネ改修工事やバリアフリー改修工事を行った場合、実額費用と標準的費用とのいずれか少ない金額の10%(限度額あり)を所得税から控除できます。

バリアフリー改修工事は、適用対象納税者が一定の人に限定されます。

また、昭和56年5月31日以前に建築された居住用家屋について、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行った場合、実額費用と標準的費用とのいずれか少ない金額の10%(20万円限度)を所得税から控除できます。

借入せず自己資金による改修について税額控除できる点が最大の特徴です。

(注) 消費税率の引き上げに伴い、平成26年4月以降は改正点がありますのでご注意ください。

制度の概要

制度の概要は次のとおりです。(いずれも確定申告で控除できます。)

種類 概要	省エネ改修 特別控除	バリアフリー改修 特別控除	住宅耐震改修 特別控除
適用対象納税者	誰でも可	<ul style="list-style-type: none">•50歳以上の人•要介護要支援の認定を受けた人•障害者等	誰でも可
工事費用	30万円超	30万円超	金額要件なし
増改築の内容	床、天井、壁等の断熱工事等	手すりの設置、階段勾配の緩和工事等	現行の耐震基準に適合させる工事 (昭和56年5月31日以前に建築された家屋に限る)
所得税額控除	実額費用と標準的費用(200万円限度)の少ない方×10%	同左	同左
控除限度額	20万円	同左	同左



詳しくは担当者にお尋ねください